

(写)

平成31年3月13日

千葉市立郷土博物館

館長 朝生 智明 様

千葉市立博物館協議会

委員長 萩原 司

千葉市立郷土博物館の在り方について（答申）

平成29年3月20日付で千葉市立博物館協議会へ諮問のありました標記の件について、当協議会において慎重に審議した結果、次のとおり取りまとめたので、博物館法（昭和26年12月1日法律285号）第20条2項の規定に基づき答申します。

記

（序論）

郷土史の博物館については、大都市以外においても郷土のルーツやレガシーを学ぶとともに研究を行う場として多くの自治体が設置している。

千葉市立郷土博物館も昭和42年4月9日に観光課所管施設の「千葉市郷土館」として開設され、昭和58年に博物館に移行した経緯があるが、今後とも千葉市民が郷土の歴史を学び親しむ場として、より一層、博物館機能を高めていく必要がある。

（目指すべき方向性）

歴史系博物館としての基本機能を十分に確保したうえで、地域資源としての観光的な側面を併せ持ち、本市の過去を検証し未来へ繋げる都市アイデンティティ（千葉市らしさ）が溢れ、継続して発展していく、持続可能な博物館として将来のあり方を検討していく必要がある。

検討に当たっては、以下のコンセプトに十分留意の上、進められたい。

- 千葉氏をはじめとした本市の通史全般を網羅した、総合市史博物館
- 地域文化・文化財を守る拠点としての博物館
- 郷土史研究の拠点として、市域の歴史を市民と共に研究し、新たな魅力を発掘していく博物館
- 郷土の歴史への興味・関心が喚起される博物館
- 学校教育と強固な連携関係にある博物館
- 地域資源の回遊拠点である博物館
- 魅力的でユニバーサル、かつ品格があり、市民に開かれた、来館者へのおもてなし感溢れる博物館

- ◎これらが有機的に絡み合い強いポテンシャルを持ったサステイナブル（持続可能）な博物館として、品格と憩いの場を兼ね備えた市民の誇りとなる施設とすることを目指し検討されたい。

（事項別の留意点）

（1）施設について

現在の施設は、博物館のハード面が不足しており、資料の収集・保存・研究・展示・学習支援（教育普及）といった本来博物館に求められる業務を遂行する上で、必要な諸室等が確保できていない。また、温湿度管理などの展示環境についても密閉性が確保されていないなど、展示する資料を

他館と相互貸借していく上で、博物館としては問題が多い。

一方、当館は平成12年～13年に耐震改修工事が行われており、また平成21年にプラネタリウム室の改修工事を行い、近現代の展示室として使用しており、建築後半世紀が経過している施設であるが、ハードとしては今暫く使用に耐えるものと考える。

しかしながら、博物館としての施設的機能は極めて脆弱であるので、老朽化し使用に耐えられなくなるまでの当面の間について、無駄な投資とならない範囲で展示替えや部分的なリニューアル等を検討するなど、博物館としての機能の保持に努めていく必要があるとともに観光資源的側面も併せ持った施設として、快適性や安全性を確保していくべきである。

また、将来老朽化により施設としての対応を判断する時期が到来した場合は、類似施設の統合や余剰施設の活用なども視野に入れ、施設のあり方を慎重に検討することとされたい。

(2) 調査・研究

調査・研究は、博物館活動の基本であり、地域に根差した活動を展開する使命を持つ郷土博物館は「郷土史研究の拠点として、市域の歴史を市民と共に研究し、新たな魅力を発掘していく博物館」でなければならない。そのためには地域史の調査研究に高い能力を持つことが必要である。また、学術的研究のみならず、収集・保存や展示の手法、学習支援活動、また市民ニーズや社会動向、博物館のあり方や管理運営などについても研究し、充実を図っていくことが必要である。このように常に新しい「研究」を行っていく機能が肝要かつ必須であり、博物館としての生命線であるので、研究体制の確立を喫緊の課題と捉え、今後の運営に臨まれたい。

(3) 展示及び学習支援

博物館における展示は、研究成果の公表の場であり、学習支援（教育普及）活動は重要な使命であり、ともに来館者に直接訴求するものである。

展示については郷土史全般を扱う博物館として、取扱う時代や内容のバランスを十分に考慮した展示計画を早急に構築するとともに、特別展・企画展の開催については、テーマも含め早期に確定し十分な準備期間と広報周知期間を設け、開催の効果をより高められたい。

学習支援（教育普及）活動については、裾野を広げる重要な事業である。単なるイベントに終始することなく、郷土史への興味喚起の場となるとともに史学リテラシーが醸成される重要な機会となるよう、充実した事業展開を漸進的に進められたい。

(4) 専門性の強化

博物館の機能の最も重要な基幹となる部分は、高い専門性をもった学芸員（研究者）・エデュケーターが十分に機能することである。現状では、専門職が極めて不足しており、特別展も年1回しか開催できない状況である。博物館の展示や研究については長い期間にわたる地道な努力と業務の永続性が必須であり、恒常的に従事できる優秀な人材の確保・育成について委嘱や委託化も含めて検討することが急務である。

また、任期付採用や2020年度から施行される会計年度任用職員などの様々な制度も積極的に活用していくべきと考える。

さらに、管理運営面においては、企画広報面も含め体制が脆弱であり、各担当者の専務化と質的量的な充実が不可欠である。博物館として総合的に機能していくためには、こうした体制整備が極めて肝要である。今後、計画的な体制整備と人材の確保に果敢に取り組まれたい。

(5) 来館者の満足度向上

博物館として不特定多数の来館者をお迎えする上で、来館者の満足度の向上は肝要であり、おもてなし感に溢れ、非日常感の下、郷土史に親しめる場として、さらに千葉氏に関する情報をよりよく発信する機能を発揮できる施設として今後の運営に努められたい。

そのためには、館内のユニバーサル化だけでなく、館外の案内標識や史跡ガイドなどの充実も欠かせない枢要な事項であり十分に留意されたい。

(6) 市民との協働

行政が事業展開する上で、市民との協働は欠かせない重要な事項である。特に公立の博物館として市民と対等の立場で連携・協力・協調・協働しつつ地域の誇りとなる博物館を構築していくことが、豊かで住みよい地域社会づくり・まちづくりの観点からも必要とされる。こうした点を踏まえ、今後の博物館は、研究・展示・学習支援・広報活動等の様々な面においてボランティア活動等を通じ協働していくことをシステムとして取り入れるべきと考える。

また、来館者へのガイド機能の向上として、ボランティアの活用は重要な要素であり、来館者に千葉氏について興味を持ち、より深く理解できるようにするためにも、ボランティア育成に注力されたい。

(7) 合理的で合目的的な管理運営形態への移行

博物館が本来の役割である資料の収集、保存、調査研究、開示、研究成果の公刊、学習支援（教育普及）活動などを行っていく上で、管理運営は多岐にわたるノウハウや手法が必要とされる。さらに研究機関といえども費用対効果や効率性は管理運営上重要なファクターである。こうしたことを踏まえて、合理的で合目的的な管理運営形態へ移行していくことが肝要であり、今後十分に府内での調整も含め研究されたい。

こうしたことを議論していく上で、指定管理運営者制度は重要な要素となってくる。博物館・社会教育施設への同制度の導入については、導入施設の事情や当該施設を取り巻く諸環境から一概に判断するのは難しい問題である。しかし指定管理者制度が本来意図した制度設計に沿って正常に機能するのであれば、メリットの見込まれる手法である。

導入の検討に当たっては、博物館においては、研究や展示の継続性などの面でクリアすべき課題が多い。そこで、学芸面を直営としたうえで、施設管理面を指定管理者制度に移行する自治体も散見されている中、千葉市においても、同制度の導入を検証し、管理運営形態見直しの選択肢の一つとして検討することで、利用者サービスの向上と機動性の高い管理運営を目指す必要があると考える。そうすることにより、学芸担当者が研究等にさらに専念できる環境が確保されるよう努めるべきである。

(8) 博物館の持つ観光資源的側面について

博物館は、本来の博物館として保有する機能以外に、観光資源的な側面を必然的に持ち合う場合が多い。特に郷土史系の博物館においてはこの傾向が強く千葉市立郷土博物は、施設そのものが城郭を模したものであり、この傾向は顕著である。

しかし、これを強ち否定するものではなく、館の目指す歴史普及のすそ野は、こうした部分にあることは否めない。したがって、この観光資源的な側面についても十分に活用していくべきものと考える。

そのためには、4つの地域資源の一つである「千葉氏」をはじめとする郷土史の情報発信拠

点として、隣接の県文化会館、県中央図書館や近隣の千葉市科学館、千葉市美術館など市内の文化施設・文化的事業と緊密に連携し相乗効果を発揮していくことが肝要であり、市が提唱する都市アイデンティティの枢要となる千葉氏を中心とした観光プロモーションを展開する場としても、企画・広報・広聴部門を強化するとともに府内関係課等と緊密に連携していくことが必要であろう。また、企画・広報・広聴関係の業務については専門性や経験則を活かした迅速かつ効果的な展開が必要となるので、アウトソーシングの活用による機能強化も視野に検討していくことも考えられよう。

以上

千葉市立博物館協議会

委員長 萩原 司
副委員長 小島 道裕
委員 鈴木 一彦
委員 広田 直行
委員 柳谷 昌代